

## 伊方町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月5日(木) 13:23~14:01

2. 開催場所 伊方町役場 3階 会議室

3. 農業委員

①出席委員 12人

会長 6番 井上 利彦

委員 1番 上甲 覚

2番 土居 裕子

3番 阿部 弘喜

4番 高野 晃一

5番 大野 信幸

8番 米田 慎一郎

9番 濱本 虎夫

10番 中田 初美

11番 松本 虎彦

13番 梶原 知樹

14番 津田 正利

②欠席委員 2人

7番 兵頭 英樹

12番 木野本 伸行

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

日程第4 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

日程第5 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(贈与)

- 日程第 6 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（売買）  
日程第 7 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）  
日程第 8 議案第 7 号 農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画（案）  
の決定について  
追加一① 報告第 9 号 農地法第 5 条の許可申請取下書について（一時転用）  
追加一② 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（贈与）

## 6. 出席した事務局職員

主任 中村 吉裕

主事 宮本 聖真

## 7. 会議の概要

事務局	それではただ今から、6月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、井上会長からご挨拶をお願いします。
会 長	あいさつ
事務局	ありがとうございました。 それでは、井上会長、議事進行をお願いします。
議 長	ただ今から、6月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。なお、7番・兵頭委員、12番・木野本委員は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。
議 長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、13番、梶原委員、1番、上甲委員をお願いいたします。
議 長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日の1日と決定しました。

それでは、今回、告示された件に関連して、追加議事がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

議事を始める前に追加案件について説明させていただきます。まず、追加-① 報告第9号については、日程第7 議案第6号 農地法第5条の(一時転用)に関連します。

この報告は、取下げ申請に至った経緯を議案第6号で報告させていただきます。

つぎに、追加-② 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請(贈与)についてですが、通常なら5月20日に締め切りしていましたが、この件は、斡旋による贈与のため、譲受人・譲渡人、双方の円滑な手続きを行うため、追加するものです。以上の理由から報告1件、議案1件を追加するものです。

説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、追加議事について異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め審議を継続します。

議長

それでは、日程第3～4「農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続)について」事務局から、報告をお願いします。

事務局

それでは、1ページの、報告第7号をご覧ください。

(報告説明)

つづいて、2ページの報告第8号をご覧ください。

(報告説明)

以上、相続の届出です。報告を終わります。

議長

ただいま事務局から報告がありましたが、この件について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

議 長 日程第5と追加②、「議案第4号、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請（贈与）について」同一議案ですので、一括して議案といたします。  
質疑はそれぞれ行います。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは 3ページ、議案第4号をご覧ください。  
4ページは位置図を載せております。場所は中浦になります。  
(議案説明)  
譲渡人と譲受人は同一世帯員で、兄・妹の関係です。お互い会社務めをしている兼業農家です。昔から家族で営農をしており、今回は妹が自分名義の家庭菜園にしたいと申請がありました。  
家族間で協議した結果、贈与で名義を変更しますので、何等問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関連して、2番、土居委員から報告をお願いします。

2番  
土居委員 兼業農家で営農をしており、兄・妹で、所有権移転をするだけです。  
とくに問題はないと考えます。

議 長 ただいま委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑・意見なし)  
よろしいですか、それでは採決致します。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。  
つぎに、追加②、議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本日お配りしました追加②、議案第8号をご覧ください。  
2ページは位置図を載せております。場所は神崎の牛舎になります。  
(議案説明)  
譲渡人は、農地を相続したが、農業を営んでおらず耕作できないため、あっせんの申出を行った。

その結果、農業委員を通じて地元農家へ引き合わせが出来た。双方協議の結果、贈与による所有権移転を行う事となった。

許可があり次第手続きを行う。

この後、許可書を発行して、〇〇〇さんにお渡しするようになっております。

登記については、司法書士の先生に〇〇〇さんが依頼する手はずになっております。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、9番、濱本委員から報告をお願いします。

9番

濱本委員

4月の農業委員会で斡旋希望がありました農地について、地区へ紹介をかけたところ、〇〇〇氏が手を挙げましたので、事務局へ報告しました。

聞取りでは、〇〇〇氏の親が当時から親戚の方へ使用料を払っており、代が変わっても引き続き利用していましたが、その親戚も居なくなり、困っていたそうです。

今回、協議が良好に進んだので安心しております。

議 長

ただいま委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決致します。

議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

議 長

次に、日程第6 議案第5号まで「農地法第3条の規定による許可申請(売買)について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

5ページをお願いします。議案第5号をご覧ください。

6ページには位置図を載せております。場所は串になります。

それでは、議案を説明いたします。

(議案説明)

売買価格は〇〇,〇〇〇円で、10a当〇〇〇,〇〇〇円です。  
以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関連して、13番、梶原委員から報告をお願ひ  
します。

13番  
梶原委員

元々親が漁師と半分で営農していましたが、数年前に両親が亡くなり、  
現在は二拠点生活を送っています。  
夫婦で生活をしており、年の半分はこちらで生活を送っています。  
インスタグラムで、〇〇〇農園と検索すれば営農の様子を上げています。  
このことから問題は無いと思います。

議 長 　ただいま委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお  
願ひします。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決致します。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお  
願ひします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に移ります。

議 長 　本来なら議案第6号の農地法第5条の一時転用についてですが、最初に  
事務局から説明がありましたとおり、追加-① 報告第9号となります  
ので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局から説明をお願ひします。

事務局

はじめに、7ページの議案第6号をお願ひします。

申請は当初、農地台帳が畑でしたので、申請を開始しました。

転用申請が5月13日で、取下書が6月2日に提出されました。

対象地番に対しまして、賃借人の事業計画では風車のバージョンアップ  
に伴い新たに風況観測を行う必要がありその際、農地の一部を使用したい  
申出がありましたので、農地法第5条の一時転用申請書の提出をお願ひし  
ました。

8ページには対象番地を赤色で示しております。

9ページは転倒防止のワイヤの範囲を示しており、緑の丸い部分が農地に入ります。

10ページには使用範囲を赤で示しております。ほとんどが山林部分であります。

11ページは写真撮影方向です。

12ページ～18ページまで現地写真です。

あと、土地選定理由書と地権者の同意書が添付されております。

それでは、本日お配りしました追加-① 報告第9号をご覧ください。

2ページに取下げ書をご載せております。

取下げ理由は、当初、農家台帳では畑でしたので、申請手続きを開始しました。

しかし、登記簿を確認すると昭和55年の国土調査により、地目が畑から原野になっており、地目の不一致が判明しました。

これを是正するにも、経緯が不明であり、法務局に認められている地目なので、農地法の適用外となり、許可申請書の取下げを行う運びとなりました。

(一般的に) 登記簿が畑で、現況が畑の場合、農地法の適用

(現況主義) 登記簿が山林でも現況が畑の場合、農地法が適用

(登記事務未完了) 登記簿が畑でも現況が山林の場合、農地法の適用

(まだ許可していない。)

しかし、地目が原野で、現況が山林になっており、法務局の登記がされているので、是正のしようがなく、農地法の適用除外となります。

一般的に国土調査の時に、土地の地目が変更される場合があります。

これは土地の現況と登記簿上の地目が異なる場合に、現況に合わせて地目を変更するものです。

ただし、農地や保安林など、一部の地目変更には制限があります。

当時どのような事務になっていたのか、今では、わかりません。

このことから、申請不要となりました。また、台帳は修正を行います。以上で、説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたとおり、本件は議案として受け付けをしておりますので、取下案件として処理します。

したがって、議案第6号は欠番となります。

この件について、質疑はありませんか。

(質疑・意見なし)

それでは、次に移ります。

議 長 日程第8「議案第7号農業中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題と致します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 最後の21ページをお開きください。議案第7号です。  
この議案は、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の決定を求められています。  
利用権の設定する計画が1件で1筆、面積は254㎡です。  
(議案説明)  
以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただ今事務局からの説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見はありませんか。  
(質疑・意見なし)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で本日の審議は終了しました。  
その他に移ります。  
皆さんから何かありますか。  
(意見があれば事務局対応)  
事務局からはありませんか。

事務局 (令和6年度の実績)

議 長 それでは、次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。  
事務局の予定では7月8日(火)午後1時30分から総会を開催する予定ですが、よろしいでしょうか。  
以上を持ちまして伊方町農業委員会総会を閉会します。

8. 閉 会

(終了時間 14 : 01)